

琴浦町教育・保育に関する利用者負担額算定に係る寡婦（夫）控除みなし適用申請書

琴浦町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
子の名前 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、琴浦町教育・保育に関する利用者負担額算定に係る寡婦（夫）控除みなし適用に関する運用を定める要綱第 4 条の規定により、みなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の 12 月 31 日現在及び適用期間において、次の 1 から 3 のいずれかに当てはまることを申し立てます。（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、生計を一にする小学校就学前の子がいる。
- 2 1 であり、かつ小学校就学前の子を税法上扶養しており、合計所得金額が 500 万円以下である。
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする小学校就学前の子（総所得金額等が 38 万円以下であり、他の人の扶養親族となっていない場合に限る。）がおり、合計所得金額 500 万円以下である。

申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該認定期間に係るみなし適用の適用に基づく負担額の減額分を町に返還することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

【添付資料】

- 1 申請者・子の戸籍謄本（戸籍全部証明書を含み、発行日から 1 箇月以内のものに限る。）
- 2 当該年度の課税証明書類（源泉徴収票を含む。）
- 3 このほか必要に応じて、住民票など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】 必ずお読みください。

- 1 生活保護を受給している方、課税年度の町民税が課されていない方は、みなし適用対象外です。
- 2 みなし適用を受けても、所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。
- 3 虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、負担額の減額分を全額返還していただきます。
- 4 みなし適用期間終了後も適用を受ける場合は、年度更新手続が必要です。
- 5 所得、世帯状況等の変更や要件を満たさなくなった場合は、遅延なく変更届を提出してください。届出が遅れた場合、遡って負担額の減額分を返還していただきます。